

広島県告示第五百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十九年十月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十九年九月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

鞆松永線

三 道路の区域

区 間	新 旧		新 旧 の別
	新	旧	
福山市藤江町字小仁五四九〇六番一 地先から 福山市藤江町字小仁五四九〇四番一 地先まで	二九・八〇 三九・〇〇	三一・四〇 五九・六〇	敷地の幅員 (メートル)
	三三・〇〇	三三・〇〇	延 長 (メートル)
	三三・〇〇メ ートル		備 考 幅員減少 不用物件延長